

## 環境省委員会ヒヤリング 資料

## 中皮腫・じん肺・アスベストセンター 永倉冬史

## 1. 2005年以降のアスベスト対策工事の現状

- a. 2005年クボタショックを機に公共工事のアスベスト除去が急増し、アスベスト除去の経験のない塗装業者などが数多く参入し、およそ10倍のアスベスト除去業者を名乗る事業者が林立した。2005年度は全国の学校を含む公共施設のアスベスト調査が一斉に行われ、それに伴い、2005年、2006年の夏休み期間を中心に、闇雲にアスベスト除去事業が発注され、石綿作業主任者講習を受けただけの未経験業者が除去事業を行った。佐渡の両津小学校でのアスベスト漏洩事故は氷山の一角。
- b. 2007年以降、公共工事は急速に減少し、民間工事の割合が増加する。競争が激しくなり、工事費用が圧縮されていった。
- c. アスベスト対策工事の単価金額が下落すると、安全対策を維持するに満たない金額での受注が行われるようになった。
- d. ゼネコン入札の大規模解体工事に先行するアスベスト除去工事などでは、下請け、孫請けなど二次、三次の業者が、工事単価を圧縮され、安全な工事が確保できない状態が発生している。

## 2. 工事単価を下げるために行われている安全対策の削減の具体例(内部告発による)

- a. 養生シートを規定のものではなく塗装用の薄い破れやすいもので代用。
- b. 負圧除じん機をレンタルのものを使いフィルターを交換せずに使い続ける。
- c. 作業者の防護服を使い捨てせず使いまわす。また、破れやすい安価なものを使う。
- d. 飛散抑制剤(一缶数万円)を最初は使うが、行政の検査が終わると1缶800円程度の白ペンキを使うよう指示された。誰も気づかない。
- e. 防じんマスクを要求したら、事業場に廃棄されていたマスクを拾って、これを使えといわれた。(マスクフィルターの交換を行わない。)
- f. 作業者の特殊健康診断書の偽造。名前を書き換えコピーで偽造する。
- g. 本来必要な作業人員を減らす。工事期間を短縮する。レベル3の手ばらし作業などをバール破碎などの手間のかからない作業に切り替える。

### 3 . 除去業者の未熟さによる危険な工事

- a . 養生シートをテープで躯体に密着させ貼り付けるには日数と人工手間、技術が必要。出来ていない業者が多く、負圧機稼動の際剥がれてしまうケースがある。
- b . 事前のアスベスト調査が不十分で、見落としがある。

### 4 . 行政の立会い調査時の偽装

- a . 大規模なアスベスト除去工事は、通常連続で複数の工区があるが、労基や自治体の立ち入り検査は最初の工区の点検しかしない。そのため最初だけ「検査用の工区」をつくり、以下の工区は安価な養生シートなどを使用する。
- b . 事業者は工事の準備が整ったことを労基や自治体に連絡し、そのタイミングで両者が同時に点検に来ることが多い。「検査用工区」の同時点検が終われば、抜き打ちでの検査はめったにない。
- c . 養生の設置など不十分な未完成部分をわざと見せて、労基、自治体の調査時のときに「申し訳ありません。これからきちんとやります。」とひたすら頭を下げると、「きちんとやっておいてくださいよ。」と指示し、その後はやって来ない。

### 5 . 測定業者の客観性

- a . アスベスト粉じん濃度測定者からの通報で、濃度測定値を書き換えたことが、アスベストセンターに相談された。分析を行った本人からの相談で、測定値を10分の1に書き換えるよう上司から指示され書き換えたが、技術者として良心の呵責が拭えないというもの。匿名での告発を勧めたが連絡が取れなくなった。

### 6 . 事例

- a . 都営下丸子2丁目アパート27号棟スーパーリフォーム工事の違法天井囲い込み工事：アパート居室の改修工事が行われており、天井の吹き付けヒル石（レベル1）に、密閉養生なしで無認可の飛散抑制剤を吹きつけ、その後、養生・セキュリティールーム設置を行わずに、内装の撤去、天井貼り付け（囲い込み工事）を行うというもの。天井貼り付け工事の際には、飛散抑制剤で固めたヒル石の天井にドリルで穴を開け天井板を固定するという工事で、石綿障害予防規則6条違反のおそれのある工事。この工事内容を、太田労働基準監督署と大田区は認めており、当該アパートの住民が、現在両者に内容証明で「通知書」を交付、抗議及び申し入れを行っている。

- b . 旧新宿厚生年金会館解体工事に伴うアスベスト除去に関するリスクコミュニケーション：事業者、行政、周辺住民、NPOとのリスクコミュニケーションの成立による工事の安全性の向上。

## 7 . アスベスト除去業者からの意見

- a . アスベスト除去業者のライセンス制度の導入が必要。
- b . 第三者（NPO）と行政の的確な監視監督（抜き打ち検査など）が必要。

## 8 . 結論

- a . 違法な工事の罰則・罰金の強化
- b . 違法な工事の直罰化
- c . アスベスト除去工事の分離発注
- d . 工事発注者の責任の明確化
- e . アスベスト業者のライセンス制
- f . 測定業者の客観性の担保
- g . 抜き打ちの立ち入り検査が必要

## 9 . 理由

- a . b .
  - ・事業者はアスベスト工事のプロ、行政・自治体職員は2年で異動。
  - ・工事のごまかし、手抜きは利益につながる。
  - ・抑止力として廃棄物処理法違反罰金3億円(32条)に近い罰則が必要。
  - ・機械的に適用される直罰の適用が必要。
- c . d . f .
  - ・汚染者負担の原則 = 建物所有者は発がん物質を管理しなければならない責任がある。適切な除去を行わせる責任、漏洩させた場合を直接問う仕組みが必須。そのために、調査、解体工事、アスベスト除去工事、測定を分離して発注し、管理する。
- e .
  - ・除去業、測定業のライセンス制または登録制と、違反による資格停止などが必要。
- g .
  - ・アスベスト除去工事は証拠が残らない。手を抜けば、それだけ業者は利益を得る。

以上